

平成30年7月豪雨における災害見舞金の贈呈について

千葉市では、平成30年7月豪雨により、東海から西日本などの各地で、多数の者が生命又は身体に危害を受けるとともに、住家等の財産を失ったことから、「被災都市に対する災害見舞金贈呈に関する基準」に基づき、災害見舞金を贈呈することとしましたので、お知らせします。

1 贈呈先

岡山市、広島市、北九州市、岡山県、広島県、愛媛県

2 贈呈金額

各都市 50万円 合計300万円

3 贈呈日

平成30年7月26日（木）

4 贈呈方法

千葉市東京事務所長から各都市東京事務所長に対し、当該東京事務所において目録を贈呈します。